

青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症および学校の臨時休業に伴い、「子供の食の確保」への緊急対応として、在宅の子供やその保護者に対し、食事の提供を行う事業者等（以下「事業者等」という。）の取組に対する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって子供の健全な育成を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年4月1日から市内小学校再開日の前日までの間に、新型コロナウイルス感染症および学校の臨時休業に伴い、青梅市の区域内（以下「市内」という。）に居住している18歳以下の子供やその保護者（以下「利用者」という。）を対象に食事の提供を行う事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 食事を配布または宅配等により利用者に提供すること。
- (2) 原則として事業者等が直接調理した、栄養バランスのよい食事を提供するものであること。
- (3) 他の制度による同種の補助を受ける事業でないこと。
- (4) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）および各種法令、通知等にもとづく適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (5) 営利目的とする事業でないこと。
- (6) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。
- (7) 特定の政党もしくは政治団体のための活動または特定の宗教のための活動を行わないこと。

3 補助対象事業者等

この補助金の交付対象となる事業者等は、市内において、補助事業を実施するものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 暴力団（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団と関係する団体ではないこと。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もし

くは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

(3) 青梅市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(4) 公序良俗に反する活動を行うものではないこと。

4 留意事項

事業者等は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用者について虐待が疑われる場合は、青梅市子ども家庭支援センター等に対して連絡すること。

(2) 食事提供の対価として代金を徴収する場合は、本事業の目的等を勘案して、比較的安価な金額で提供できるように努めること。

(3) 個人情報情報の適正な管理に十分配慮すること。

5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、1事業者等につき、月ごとに、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から食事代金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする事業者等は、青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付申請書（様式第1号）により、青梅市長（以下「市長」と言う。）に対し、市長が指定する日までに、関係書類を添付の上、申請しなければならない。

7 変更交付申請

(1) この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請を行う場合は、前項に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(2) 前項の規定は、前号の規定による変更交付申請について準用する。

8 補助金の交付決定

市長は、第6項および第7項に規定する申請を受けたときは、申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市「子

供の食の確保」緊急対応事業補助金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 実施状況報告

事業者等は、市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(2) 承認事項

事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 実績報告

事業者等は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定にかかる事業の実績について青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業実績報告書（様式第4号）により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(4) 補助金の額の確定

市長は前号に掲げる実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、事業者等に通知する。

(5) 是正のための措置

市長は、第1号による実施状況報告および第3号による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めるときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることができる。

(6) 交付決定の取消し

市長は、事業者等が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、この規定は、第4号により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件または法令の規定等に違反したとき。

(7) 補助金の返還

ア 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を事業者等に命ずる。

イ 事業者等は、第4号の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を市長へ速やかに返還しなければならない。

(8) 違約加算金

事業者等は、第6号に掲げる事由により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合（以下「加算割合」という。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 延滞金

ア 事業者等は、第7号アの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき加算割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 事業者等は、第7号イの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、市長が納期限を定めて支払を催促したにもか

かわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、前記アの規定を準用する。

(10) 事情変更による届出

事業者等は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(11) 他の補助金等の一時停止等

市長は、事業者等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合においては、他の同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 関係書類の保管

事業者等は、この補助金の交付にかかる予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

11 実施期日

この要綱は、令和2年5月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

12 経過措置

この要綱の一部改正は、令和2年7月31日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表

1 補助基準額	100,000円
2 補助対象経費	人件費を除いた食事の提供に必要な経費（賃借料、会場使用料、食材費、光熱水費、保険料、配送料等）